

各種制度資金概要

※各種制度資金の金利及び詳細につきましては、お近くの漁協・信漁連までご相談下さい。

	漁業近代化資金	沿岸漁業改善資金	農林漁業共同化資金
融資対象事業	1～2号 漁船 3号 漁業用施設 4号 漁業用機具 5号 漁具、養殖いかだ等 (母貝・核の取得を含む) 6号 1年以上育成する指定水産動植物の 種苗購入又は育成等 (真珠・真珠貝・はまち・たい等) 7号 漁業者研修施設等 8号 漁場改良造成施設、漁協等の共同利用 船舶等	1 経営等改善資金 近代的な漁業技術又は漁労の安全確保のため の施設等の導入に必要な資金 2 生活改善資金 漁家の生活改善のための合理的な生活方式の 導入に必要な資金 3 青年漁業者等育成確保資金 青年漁業者等による近代的な沿岸漁業の経営 方式又は技術の習得に必要な資金	1 水産養殖資金 育成期間1年未満の稚魚購入 2 小型漁船取得資金 耐用年数を経過した20トン未満の漁船購 入 3 海外研修資金 青年漁業者の技術習得 4 住宅改善資金 青年漁業者の住居の改善 5 その他農林漁業共同化事業
借受資格者	漁協(共同利用施設) 漁業を営む個人・法人	1 経営等改善資金 個人・法人・漁協 2 生活改善資金 従事者 3 青年漁業者等育成確保資金 青年漁業者 他	1 水産養殖資金 漁業者、漁協 2 小型漁船取得資金 漁業者 3 海外研修資金 青年漁業者 4 住宅改善資金 青年漁業者 5 その他農林漁業共同化事業 漁業者、漁協
貸付限度額	1 又は2のいずれか低い額 1 養殖業を営む法人 3億6,000万円 漁船漁業を営む法人・個人 9,000万円 養殖業を営む個人 9,000万円 2 総事業費の80%に相当する額	10万円～5,000万円の事業費の範囲内	1 水産養殖資金 事業費の80%以内 2 小型漁船取得資金 事業費の80%以内 3 海外研修資金 50万円 4 住宅改善資金 80万円 5 その他農林漁業 事業費の80%以内 共同化事業
その他	1号 漁船資金 20トン未満の漁船の建造・取得・改造 3号 施設資金 ①漁業用資材保管施設 ②水産種苗生産施設 ③養殖用作業舎 ④製氷冷凍施設 4号 機具資金 ①水産種苗生産用器具 ②水産物等運搬用機具 5号 漁具資金 ①漁具 ②養殖いかだ 6号 種苗購入育成資金 ①養殖資金 1年以上の期間育成する種苗 ②増殖資金 たい、ひらめ、くるまえびの種苗	1 経営等改善資金 ①自動操舵装置他及び補機 ②動力式つり機、魚群探知機 ③推進機関及びその他機器 2 生活改善資金 生活の合理化に資する設備又は装置の設置 3 青年漁業者等育成確保資金 ①研修受講費用 ②パソコン及び関連機器購入 ③事業開始資金	1 水産養殖資金 4年以内 2 小型漁船取得 5年以内 3 海外研修資金 5年以内 4 住宅改善資金 5年以内 5 その他農林漁業 5年以内 共同化事業